### (様式第1号)

### 平成30年度 第4回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成30年7月30日(月) 15:00~16:00		
場所	芦屋市役所 東館 3 階 中会議室		
出 席 者	委員長 寺見 陽子		
	副委員長 麻木 邦子		
	委 員 池田 明子		
	委 員 高垣 宏章		
	欠席委員 瀧川 光治		
	欠席委員 鎮 朋子		
	事務局		
	こども・健康部長	三井	幸裕
	こども・健康部子育て推進課長	伊藤	浩一
	こども・健康部主幹	和泉	みどり
	こども・健康部子育て推進課施設整備係長	田中	孝之
	こども・健康部子育て推進課主任	辻岡	ひろみ
	こども・健康部子育て推進課主任	林	幸代
	こども・健康部子育て推進課主事	内野	裕太
	こども・健康部子育て推進課主事	藤田	翔子
事務局	こども・健康部子育て推進課		
会議の公開	公開		
傍 聴 者 数	2人		

# 1 会議次第

### <開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2)会議運営上の説明

### <議題>

### 【協議事項】

- (1) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について
- (2) その他連絡事項

## <閉会>

閉会の挨拶

### 2 提出資料

参考資料A 市立幼稚園・保育所のあり方について

参考資料 B 芦屋市立岩園保育所大規模改修に伴う仮園舎での保育の実施について

参考資料C 設置運営事業者募集要項

参考資料D 保育所·小規模保育事業A型設置運営事業者応募書類一覧

資料1-1 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール(予定)(案)

資料1-2 朝日ケ丘幼稚園敷地を活用した認定こども園整備計画例

資料1-3 平成30年度幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集条件の概要(案)

資料1-4 幼保連携型認定こども園の設置運営事業者の選定方法(案)

資料1-5 幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定基準(案)

資料1-6 採点方法について(案)

### 3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

#### 【事務局挨拶】

#### (2)会議運営上の説明

(事務局内野) 事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第19条により、附属機関の会議につきましては、公開が原則となっております。この会議における発言の内容や委員名も公開が原則となり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思いますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

続いて本日は委員6名の内,4名が出席ということで,この委員会は成立していることを報告させていただきます。

また、本日の会議の傍聴を希望される方が2名おられます。

それでは寺見委員長、議事の進行につきましてよろしくお願いいたします。

(寺見委員長) 委員の皆さま、ただいま事務局から説明がありました委員会の公開の件についてはよろしいですか。

### 【全員異議なし】

(寺見委員長) それから、傍聴を希望されている方が2名おられるということですが、傍聴 についてもよろしいですか。

#### 【全員異議なし】

(寺見委員長) それでは、議事に入る前に、事務局は本日の資料の確認を行ってください。

# 【事務局より資料確認】

<議題>

【協議事項】

### (1) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について

(事務局田中) 議題1「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について」を説明させていただきます。この協議事項につきましては、全ての資料が関係しますので、2つのパートに分けて説明をさせていただきます。1つ目が、今回の朝日ケ丘幼稚園敷地を活用した幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に関する全体的な流れの部分について、本年3月の選定委員会でも説明はいたしましたが、その後6月に一部変更等がございましたので、改めて委員間での情報共有を図るものです。2つ目が、公募条件の概要、選定方法、選定基準及び採点方法に関するものです。

最初に、今回の募集に関する全体的な流れに関する説明を10分程度で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の資料全般についてですが、新元号が定められていないため、全て「平成」表記としておりますこと、あらかじめご了承ください。

それでは、参考資料A「市立幼稚園・保育所のあり方」をご覧ください。こちらの資料の左から2列目の一番上の緑色の枠囲み部分が平成31年7月開園を目指す翠ケ丘町に関することで、その下の緑色の枠囲み部分については、平成34年4月に朝日ケ丘幼稚園敷地を活用した認定こども園が開園することに伴い、仮園舎から引越しいただくという流れになっておりますことを記載しています。

今回の募集は、「市立幼稚園・保育所のあり方」において、ともに山手圏域で 待機児童の解消等を図るものとして位置付けられた整備案件になっております。 この資料の、その他の部分の説明は今回の募集に直接関係ないので割愛いたしま す。

次に、参考資料B「芦屋市立岩園保育所大規模改修に伴う仮園舎での保育の実施について」をご覧ください。こちらの資料は、本年3月下旬から4月上旬にかけて近隣住民に向けての説明会を開催した際の資料です。現時点とは異なる箇所がございますが、あらかじめご容赦ください。

最初に1頁ですが、この度、岩園保育所を大規模改修するにあたり、子どもたちの安全性に配慮する必要と市有土地の有効活用も含めまして、近接地に仮園舎を建設し、そこで保育を実施することとなった旨位置図とともに記載をしております。

岩園保育所として運営する際の仮園舎の図面については、次の頁の2頁に掲載のとおり、2歳児から5歳児となっており、今回の募集は岩園保育所としての利用が終わった後に改修工事を行い、この仮園舎で保育施設を運営いただき、後に朝日ケ丘町で整備する幼保連携型認定こども園が竣工した際に引越しいただくという一連の流れになっております。

3頁と4頁については、当時の資料からスケジュールについて変更が生じてございますので、別の資料を使い説明をさせていただきます。

それでは、資料1-1「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール(予定)(案)」をご覧ください。

まず、表の二行目の募集要項の配布ですが、8月15日からとし、応募書類の受付は平成30年10月9日から11日までの3日間を予定しております。その後の選定委員会のスケジュールは審査方法に関することですので、後ほどご審議いただくこととしまして、ここでは、開園後のスケジュール部分を説明させていただきます。この表の下から5行目に仮園舎の改修工事が平成31年4月から6

月までと記載していますが、これは岩園保育所が $2\sim5$ 歳児の受入れ施設のため、今回の募集においては待機児童が多い低年齢児を受入れていただく事業者を募集したいと考えておりますことから、市が $0\cdot1$ 歳児を受入れるための改修工事を施工いたします。

その下の行では、先ほど申し上げました改修工事の後、平成31年7月1日に 小規模保育事業A型として運営を開始いただきます。ここに記載のとおり、受入 れ年齢としては $0\sim2$ 歳児になります。2行下の部分には、認可保育所の運営開始として、平成32年4月1日には $0\sim3$ 歳児を受入れいただくことで、小規模保育事業A型の際の年長組の2歳児が転園せずに、こちらの施設で、持ち上がることができるような年齢構成を想定しており、その後の年度も同様です。そのため、平成33年4月には受入れ年齢が4歳児まで広がり、平成34年4月に朝日ケ丘幼稚園敷地で認定こども園が開園すれば、そちらに引越すことになりますので、5歳児までの受入れを行うということを計画しております。

それでは、続きまして、資料1-2「朝日ケ丘幼稚園敷地を活用した認定こども園整備計画例」をご覧いただきながら、朝日ケ丘幼稚園敷地を活用した認定こども園の開園時期が平成33年4月から平成34年4月に一年延期なったことについて、説明をさせていただきます。

それでは、資料1-2をご覧ください。

まず,1頁は,朝日ケ丘幼稚園の現況図面です。この園舎は事業者が解体し, 市で費用を補助します。

次の2頁ですが、概算の費用や工期を積算するため、地下駐車場を整備した計画例を作成したものです。なお、図面の詳細部分につきましては、公募の際に、事業者からの提案内容の創意工夫を図るため、非表示としております事あらかじめご了承ください。この計画例で想定している概要としては、地下1階が障がい者用等を含め19台収容できる駐車場、地上1階・2階が定員約200人規模の園舎です。

3頁は、2階部分と地下駐車場の図面で、下半分が地下駐車場の図面です。この図面は市が想定した計画例ですので、実際は、選定された事業者が構想を描き提案することになることから、この計画例どおりにはならないと考えますが、市が想定する費用面・工期面において標準的なモデルとして、工期及び費用の概算を積算いたしました。

これらの検討の結果,工事工程につきまして,朝日ケ丘幼稚園が廃園した後の平成32年4月から園舎解体に着手し,その後基礎工事,地下駐車場の建設を行い,ようやくそこから園舎建設となり,建物の竣工が平成33年7月末という想定となりましたため,それより早い平成33年4月に開園を目指すには,開園準備期間も含めると,4~5か月ほど工期を早める必要がありますが,それは非常に困難であると見込まれたことから,幼保連携型認定こども園の開園時期については,原則4月開園となっていますので,1年遅らせ平成34年4月とする必要があると判断いたしました。

これに伴い1号認定のお子さんについては入園を1年お待ちいただくことになりますが、2・3号認定のお子さんについては、基本的には、翠ケ丘町の仮園舎での運営を1年延長することで対応したいと考えております。

なお、概算工事費については、先ほどの設計を基にした概算費用として、駐車 場工事費は約2億1,000万円、解体工事費は約7,000万円と積算してお ります。なお、駐車場部分の外構は現在の幼稚園のように石積みを復旧すること を前提としています。

ここまでの説明としましては、以上です。

(寺見委員長) 事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからご質問、ご意見があればお願いします。

#### 【質問・意見なし】

(寺見委員長) 事務局は次の資料説明を行ってください。

(事務局田中) 残りの資料につきまして説明をさせていただきます。 15分程度を予定して おりますので、よろしくお願いいたします。

ここからは公募条件の概要,選定方法,選定基準及び採点方法に関する説明をさせていただきます。資料1-3「平成30年度幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集条件の概要(案)」をご覧ください。

まず、タイトルに記載のとおり、今回の募集では、朝日ケ丘幼稚園敷地での幼保連携型認定こども園だけでなく、その前身として小規模保育事業A型や保育所を運営いただく期間がございますが、あくまで平成34年4月1日に幼保連携型認定こども園が開園するまでの間の待機児童解消の前倒しとして、時限的に翠ケ丘町の仮園舎での運営期間があるというスキームになっており、最終的には幼保連携型認定こども園に集約されるということから、幼保連携型認定こども園の設置運営事業者をこの選定委員会で選定いただく中で、小規模保育事業A型や保育所も運営いただくものと位置付けたいと考えております。

項番1「募集する場所」ですが、(1)の小規模保育事業A型及び保育所については、平成31年7月1日から平成34年3月31日までは、翠ケ丘町19番に市が設置する仮園舎になり、(2)の幼保連携型認定こども園については、平成34年4月1日から朝日ケ丘町で運営いただくこととなります。敷地につきましては、現市立朝日ケ丘幼稚園の敷地に加え、隣接する市立朝日ケ丘小学校第2グラウンドの一部を活用させていただき、約3、000㎡としています。

項番2「開園年月日」ですが、記載のとおり、小規模保育事業A型としては 平成31年7月1日から、保育所としては平成32年4月1日から、幼保連携 型認定こども園としては平成34年4月1日からでございます。

項番3「土地・建物等の条件」ですが、(1)の土地については、小規模保育事業A型及び保育所は平成34年3月31日までの運営期間中無償貸付とし、幼保連携型認定こども園は、開園準備期間と開園後10年間は無償貸付とし、その後は別途協議としています。これまでの公募条件同様、より多くの事業者に応募いただけるよう、一定のインセンティブを設けてございます。

それから、(2)の建物については、小規模保育事業A型及び保育所は市が整備した仮園舎を利用するものとし、月額95、000円の賃料としております。この金額につきましては、仮園舎は市がリースしておりますので、リース代金相当ということで設定しております。次の頁にまたがりますが、幼保連携型認定こども園は、事業者が新設することとし、既存建物等は事業者で解体撤去することとしています。また、樹木等現市立朝日ケ丘幼稚園の附属物をできるだけ残すような配慮を求めておりますが、これもこれまでの公募条件と同様の取扱としております。なお、駐車場については、先ほども申し上げましたが、障

がい者用等を含め19台程度の確保と、石積み擁壁を解体する場合はその復旧 も求めています。

項番4「応募資格」ですが、昨年度の公募事案が、小規模保育事業A型と保育所という募集で、今回も、翠ケ丘町での仮園舎の運営期間がこの施設形態と同じですので、3年以上の運営実績があり、第3次審査の対象施設を近畿二府四県で運営している社会福祉法人という、昨年度の公募条件と同一とさせていただきました。

項番5「利用定員に関すること」ですが、小規模保育事業A型は19人とし、保育所は岩園保育所が60人定員ですので、同じ仮園舎を利用することから岩園保育所の定員である60人を上限としています。幼保連携型認定こども園については150人から200人とし、そのうち保育を必要とするお子さまの定員としては90人から120人としています。なお、利用定員については、(2)に記載のとおり、進級時に行き先が確保されないといったことが生じないよう持ち上がりが可能となるように設定することを求めています。

項番6「補助金について」ですが、(1)の朝日ケ丘幼稚園敷地を活用した認定 こども園の整備については、幼稚園舎の解体撤去費は、本来は市で工事をする ものですが、選定された事業者が解体撤去工事を行い、その費用を市が負担す る方が、工期・費用面で効率的であるため、資料1-2の説明で申し上げました 想定で積算した上限7.000万円の市単独補助を行いたいと考えております。 また、駐車場建設費ですが、駐車場の整備は必須と考えており、こちらも先ほ ど説明いたしました想定で積算した上限2億1,000万円の市単独補助を考 えております。なお、ただし書きに記載のとおり、事業者が幼保連携型認定こ ども園を運営しなくなった場合については、事業者の費用で更地にして返還す ることを求め、その上で、市が当該施設について、無償譲渡を求めたときはそ れに応じることも条件としております。また、(2)の交通警備員の配置ですが、 近隣の方等から,翠ケ丘町の当該地は前面道路の幅が狭く,かつ,踏切のそば であることから、大変危険であるとのことでした。そのため、登園・降園時の 警備委託を義務付けることから、その委託料の半額を上限額15万円として市 単独補助を行いたいと考えております。上限額の設定につきましては、岩園保 育所大規模改修期間において警備員を配置する月額委託料を踏まえた額となっ ております。

項番7「その他の条件について」ですが、記載のとおり、昨年度の公募条件等を踏まえ現在最終調整中としておりますので、参考資料Cとして、昨年度の募集要項を配布させていただいた次第でございます。募集条件の概要については以上です。

次に、選定委員の皆さまに、実際にどのような選定方法で審査いただくのかということを説明させていただきます。資料1-4「幼保連携型認定こども園の設置運営事業者の選定方法(案)」をご覧ください。

資料右上の資料番号の下に「朱書き部分が修正箇所」と記載しておりますが、これは昨年度の公募事案と比較した修正箇所になっております。本市における公募実績としましては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度が開始することに向けた取組みから数えますと、幼保連携型認定こども園については2回、小規模保育事業については3回行ってきた中で、さらに昨年度小規模保育事業と保育所の両施設を運営いただく事業者の募集を行いました。そこで、

今回の公募案件に関しては、これまで募集してきた施設形態で網羅できておりますことや、これまでの積み重ねた内容もございますので、選定方法については一定の形として固まってきておりますことから、基本的には大きな変更はしないという考えのもと、この度の選定方法を整理させていただいております。そのため、ここからの説明につきましては、今回の募集における修正点を中心に説明をさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、大きな流れとしましては、表面から裏面にかけてそれぞれ項番ごとに記載のとおり、昨年度同様、第1次審査として書類審査を行い、その後、第2次審査として事業者面接を行い、最後に、第3次審査として実地調査を行うという選定スキームとしています。また、各審査における基準点、いわゆるボーダーラインの点につきましても、これまで同様に、各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、各審査での合計点が7割以上という設定をしています。

また,応募者が多数となった場合の絞り方につきましても,第1次審査を経て最大3事業者まで,その次の第2次審査を経て最大2事業者まで,そして最後の第3次審査で1事業者に絞り込むという流れとなっております。

なお、審査項目については、第1次審査から第3次審査にかけて共通することですが、昨年度の公募案件と異なり今回は幼保連携型認定こども園という1号認定のお子さんとともに過ごす施設であることに伴う文言修正や追記をしている程度でございまして、これまで行ってきました選定方法と特段大きな変更点はございません。

では、今年度の選定委員会の開催スケジュール予定について、資料が戻りますが、資料1-1をご覧ください。

先ほど申し上げました,第1次審査から第3次審査については,表の4行目から6行目に記載のとおりで12月中旬から翌年2月中旬にかけて開催を予定しておりますが,その前の11月中旬に選定委員会を一度開催させていただきたいと考えております。これは,昨年度の選定委員会でご意見を頂いた委員間での採点のバラつきが過剰にならないような仕組みづくりのひとつとして,応募書類について情報共有や事業者への確認事項をお聞かせいただき,事業者への確認事項の回答を整えた上で,12月中旬の第1次審査に進んでいくという流れとなっており,昨年度の募集と同様の取扱としたいと考えております。

それでは、次の説明に移りますので、資料1-5「幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定基準(案)」をご覧ください。こちらも朱書き部分が昨年度の公募事案と比較した修正箇所になっております。

先ほどの資料1-4でも記載しておりました表の一番右に「主な着眼点」という列を追記した形になっております。特徴的な部分としましては、3頁の一番右の列の上から5行目「給食は自園調理か。」という文言を削除しています。その理由としては、昨年度は小規模保育事業については給食の外部搬入も可能としておりましたが、今回の仮園舎では調理室が備わってございますので、外部搬入は認めずに、自園調理ということを公募条件にすることから、この項目が不要となり削除しているものでございます。その他の変更点につきましては、認定こども園を募集することについての所要の修正でございます。

最後に資料1-6「採点方法について(案)」をご覧ください。項番1「採点方法」の(1)の表につきましても、昨年度同様、採点に一定の規則性を持たせるこ

とで、委員間での採点のバラつきが過剰にならないような仕組みづくりをしております。それから、(2)については、前回から内容の変更はしておりませんが、誤解がないように念のためご説明をさせていただきます。ここで記載しておりますのは、決して第1次審査から第3次審査まで全ての審査に出席いただいた委員の点数のみを集計するということではなく、第1次審査、第2次審査、第3次審査のそれぞれの審査において全事業者の選定に携わった委員の点数を集計いたします。そのため、それぞれの審査における出欠の状況により、集計内訳となる委員の構成人数が、それぞれの審査において異なる可能性がございますが、選定委員会としての得点については、(3)に記載のとおり、平均点を採用するということとし、委員の点数を合計するということではございませんので、会としての点数には問題がないと考えております。なお、第3次審査としては最大で2事業者の審査を要しますが、各事業者で1日ずつ審査いただきますので、最大で2日に分けて選定委員会を実施することになります。そのため、第3次審査につきましては、両方の運営施設を調査いただけた方の点数のみを採用させていただきますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本日配布させていただきました参考資料D「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者応募書類一覧」については、昨年度の募集における応募書類等の一式を配布させていただいております。事業者の選定においてはこのような書類を基に、委員の皆さまに採点をお願いしておりました。この度の募集につきましても基本的にはこの内容を基本としながら、本日この場でご審議いただいた内容を踏まえ、8月15日の公募開始に向けて最終調整を進めてまいります。なお、今回は、小規模保育事業A型、保育所、幼保連携型認定こども園の3種類の施設を運営いただきますが、今回の募集は最終的には幼保連携型認定こども園に集約されるということと、利用定員が多く、かつ、1号・2号・3号認定子どもを全て受入れる幼保連携型認定こども園の設置運営事業者としてふさわしい事業者を選定することで、小規模保育事業A型や保育所の運営は担保されると考えておりますことから、基本的には幼保連携型認定こども園の運営に関する提案をいただくような形で応募書類を完成させていきたいと考えております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

(寺見委員長) 事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからご質問、ご意見があればお願いします。

(高垣委員) 1事業者しか応募がない場合も有り得ますか。

(事務局田中) 可能性としては考えられますが、そうならないように事務局として近隣の自治体や他府県の保育団体、協会等に周知をすることで、1事業者に留まることが無いように努力しています。しかし、1事業者のみの応募という可能性はあります。そうなった時に、その事業者を決定とするのではなく、先ほどの資料1-4や資料1-6の採点方法で示しました基準点がありますので、その1事業者が基準点に満たない場合は、「該当無し」という結果になります。事務局としては、できるだけ1事業者に留まることが無いように、可能な限り努力をしたいと思います。

(池田委員) PTAとして一番気になることは、児童や園児の安全のことです。以前工事があった際、マンション等の住民説明会に参加しました。その時に、何時から何時は小学校の児童が通り、その後幼稚園の園児が逆方向に通るため、トラッ

クが通る時間をその後にするか、それよりも早い時間にしないと危ないです、ということを伝えました。その時は、幼稚園に確認します、と言っていました。実際、トラックは時間を守っていただいていたと思いますが、警備員の配置人数が少なく、立っている所もずれていました。私は、愛護委員もしていますので、警備員の立ち位置に関して意見を伝え、場所をずらしていただき、配置人数を増やすようにお願いしたことがあります。もし、1事業者しか応募が無かった場合、こちらがたくさん警備員を配置する事業者を選びたいのに、これだけしかできません、という回答になれば困ります。最初は立ちます、と言っていても、工事が始まってみると少ないということもありますので、意見を取入れてくれる事業者なのかが気になります。また、トラックが通った際に砂利が落ちるため、それを小学生が拾って危険ということもありました。子どもの安全が一番気になります。そこを、PTAとしては気を付けてほしいです。

- これまでの公募案件でも、近隣地域の安全、小学生の通学路に関して、様々 (事務局田中) なところからご意見をいただいております。例えば、今回の公募条件は昨年度 の資料を基に最終調整をしていますが、参考資料Cの10頁の上から7行目に 項番10「必要な施設の建設等に関すること」の(2)「車両の円滑な通行と迷惑 の軽減を促すため、保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを当該地や 近隣に確保し、関係法令を遵守すること。」ということで、一定の運営において はスペースの確保を記載しています。次の頁の項番13「その他」の(2)では、 「説明会等を開催し、近隣住民からの理解を得ること及び安全確保等を図るこ と。」という規程があります。その下の(3)では、「施設の整備にあたり、選定さ れた事業者の責任において誠意を持って近隣の住環境(日照・騒音・交通対策 等の環境面)への適切な対策を講じ、関係法令を遵守すること。」と記載してお りまして、交通警備員を何人配置しなさい、という具体的な規定はございませ んが、工事期間中における安全確保、運営が始まってからの近隣対策、交通安 全の確保を網羅するように募集の条件にしていました。文言については、朝日 ケ丘町における案件、翠ケ丘町においては交通警備員の配置を条件にしている ことから、どのような表現になるのかは最終調整しておりますが、これらの考 え方を踏まえまして、8月15日の募集要項を調整したいと思います。
- (高垣委員) 駐車場の整備のところで、19台ほどのスペースが条件になっていますが、 どのような考え方で19台になりましたか。
- (事務局田中) この4月から涼風町に認定こども園が180人規模で開園しました。一番駅から離れているところです。そちらで19台の駐車場を設けていることから、朝日ケ丘町という駅から遠い環境におきましては、1つの参考になります。定員としましても、150人から200人という規模ですので、涼風町の180人定員は参考になるかと考えまして、19台程度と募集条件にしました。
- (寺見委員長) 数の根拠を教えてください。
- (事務局田中) 数の根拠としましては、4月に開園した認定こども園の駐車台数が19台で したので、そちらを参考にしました。
- (寺見委員長) その時の19台という設定の根拠は何ですか。ある程度計算で算出されていますか。
- (事務局田中) 事業者の今までの経験則から、これから開園する認定こども園の規模を考え、 敷地にも限りがあることから、敷地との兼ね合いの中で、駐車場として割ける 最大数を積算されたと理解しています。

- (寺見委員長) どれだけ駐車場に使えるかと考えたわけですね。
- (高垣委員) 採点について、評価の文言を見ると、3段階目が「問題はないが、選定には 至らない」と記載されています。上から3番目になりますが、文言だけを見る と、「やや問題がある」とどちらが上なのか分かりにくいです。
- (事務局田中) 文言につきましては、まず、なぜこのような表現としているのかを説明いたします。今回の基準点が、各審査項目において5割以上、全体の得点で7割以上を獲得しなければ選定には至らない、というところで、10段階でいう7割は7点、7点に至らないのが6点です。6点ばかりだと選定には至らないという意味で、問題は無いが選定には至らないという意味合いで書かせていただきました。
- (高垣委員) 言葉だけを見ると、「やや問題がある」と、「問題はないが、選定には至らない」の違いとは何だろうと思いました。
- (寺見委員長) 全体の得点を考えた時に、悪くはないからといって6割の点数を付けると、 通過しない場合があります。本当に問題があれば、4点になります。表現上分 かりにくいところではありますが、実際に選定してみると、そうなる場合があ ります。
- (麻木副委員長) 採点についてですが、昨年度に点数を付けにくかったこととして、満点ではないが、問題ないという時に8点を付けますが、9点や7点の選択肢があれば、優劣を付けられるのにと昨年苦しんだところです。
- (寺見委員長) どうして偶数になっているのですか。
- (事務局田中) 10点満点を整数で付けると11段階あります。委員間のばらつきや評価の根拠を整えようという話の中で、規則性を持った形とさせていただきました。もちろん10点満点ですので、2点ずつの偶数にしましたが、仕組みとして、11段階の評価の基準を作ることができれば、11段階の方法もありますが、そうなった場合に分かりづらいこともあるかと思いまして、前回から6段階評価と、等倍するようにしました。
- (事務局三井) 点数が付けにくいでしょうか。
- (麻木副委員長) 非常に付けにくいです。
- (事務局三井) 以前は約束事としてこのようにしました。付けにくいということであれば、 1つの目安として、前回は15点や20点満点もあり、集計の時に間違っては いけないということで、全て10点満点で付けていただいており、15点や2 0点は事務局で計算するという話でこのような形になったと思います。
- (麻木副委員長) 15点満点で1.5倍をする時に、奇数だと小数点が出るので偶数にしているのではないかと思いますが、微妙な違いを出しにくいところがあります。
- (事務局田中) 30点満点とした時に、今の採点表の10点と8点で計算すると、30点か24点になりますが、25点や26点という設定をすると、点数の幅が増え、 その尺度をどうするかという課題が出ます。
- (麻木副委員長) そこまで細分化しなくてもいいと思いますが、せめて5段階ではなく、10 段階にしてはどうですか。
- (事務局三井) 小数点の問題はありますが、一度、事務局で検討させていただきます。
- (寺見委員長) 以前,このようにお願いしたのは私だと思います。各項目で点数が違うと,間違うことがあるので,一律にしていただき,最後に事務局で換算してほしいとお願いしました。元に戻して,それぞれの満点で段階評価をしたらいいと思います。

- (麻木副委員長) 10段階にして、加重をどのようにするのかは事務局にお任せしてはどうですか。
- (事務局三井) 小数点の整理ができれば、可能だと思います。
- (麻木副委員長) 小数点のまま集計したらいいと思います。
- (事務局三井) 検討します。
- (寺見委員長) 今回は段階的に運営しないといけないので、事業者は大変ではありませんか。 発展的でいいとは思いますが、そのあたりが心配です。
- (麻木副委員長) 応募できる地域はどこですか。
- (事務局田中) 資料1-3の2頁の項番4「応募資格」をご覧ください。法人の所在地としては全国どこでも構いませんが、近畿二府四県で第3次審査を希望している施設を運営している法人としています。遠いと、第3次審査が困難ということがあります。
- (寺見委員長) 今回の選定委員会で内容を決定して募集にかかりますか。8月15日ですと、 日にちがありません。
- (事務局田中) 先ほどの採点方法についてですが、事業者には公募の段階で募集要項、選定 基準、採点方法を公表した方がいいかと思います。
- (寺見委員長) 採点方法まで公表するのですか。
- (事務局田中) その方が応募される事業者への透明性は確保されます。ただ、今回採点方法が決まらなくても、昨年度の例を公表し、次回の選定委員会で採点方法を決めます、という手法もあると思いますが、あらかじめ決めておいて公表できる方が透明性はあると思います。主旨としましては、10点と8点の間があった方がいいのではないかということでしょうか。
- (麻木副委員長) 7点と9点が欲しいです。
- (寺見委員長) 私もそう思います。本当は区別した方がいいのに、同じ点数になります。
- (事務局田中) 例えば、上は6点、7点、8点、9点、10点にして、下は4点、2点、0 点のままでもよろしいですか。
- (麻木副委員長) はい。
- (寺見委員長) 6点以上は細かくしていただいて、6点以下は現状でも大丈夫です。
- (事務局三井) 1. 5倍にした時に、7点だと小数点が出ます。その少数点を足したものを 最後に平均した時に小数点第2位までとすると、問題はありません。6点以上 は微妙な違いを付けたい時に困るということですね。
- (寺見委員長) この事業者に点数を付けたいけれども、この事業者には点数を付けるほどで もないということもあります。
- (事務局三井) 委員の方は10点満点で点数を付けていただいて、単純に1.5倍にして小数点第1位を持ったまま、それぞれを足して平均を出すと同じです。事業者にもこのようにしていますと公表している方がいいです。
- (事務局田中) 6点から上は1点刻みの基準を持ちつつ、小数点は小数点のまま足す。6点以下は等倍の考え方を引き継ぐということですので、9点の区分と7点の区分を増やすという理解で整理します。最終案は委員長と事務局で調整してよろしいですか。
- (寺見委員長) 最終的にどのようにするのかは、先ほどの意見を土台に、事務局に考えていただいて、委員長との話し合いの中で決定してもよろしいですか。

#### 【全員異議なし】

(事務局田中) 高垣委員からの文言の件につきましても、区分を付けたす際に見直しができ るのかどうか検討させていただきます。

(寺見委員長) それでは事務局から何か連絡事項はありますか。

### 【事務局から連絡事項】

(委員長) それではこれをもちまして,第4回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定 委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

<閉会>